

雄物川河川環境検討会

—検討会規約—

(趣旨)

第1条 本会は、「雄物川河川環境検討会」(以下、「検討会」という。)と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 検討会は、「雄物川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのため、雄物川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から指導、助言することを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、専門的知見を有する有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、国土交通省湯沢河川国道事務所が選任する。

(運営)

第4条 検討会は、事務局が会務を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。

2. 事務局もしくは委員が、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

(情報公開)

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要を事務局により公表する。その他一般傍聴や公開方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要中の貴重種等に係わる情報については非公表とする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省湯沢河川国道事務所内に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、事務局が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は、平成26年9月6日から施行する。

(別紙)

—雄物川河川環境検討会 委員—

氏名	所属等	専門分野
あおや こうきち 青谷 晃吉	大仙市教育委員会 教育アドバイザー	底生生物
おきた さだとし 沖田 貞敏	秋田自然史研究会 幹事	植物
さとう さとる 佐藤 悟	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 教授	河川工学
すぎやま ひでき 杉山 秀樹	NPO 秋田水生生物保全協会 代表理事	魚類
わたなべ えつみ 渡部 悅美	秋田県立横手清陵学院中学校 教諭	鳥類

(50 音順・敬称略、所属等は 2018 年 1 月時点)

—雄物川河川環境検討会の公開方法について—

雄物川河川環境検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき「公開」の方法等を下記のとおり定める。

(議事)

- 議事は原則公開とする。
- 貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

(資料)

- 検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- 公表資料は、湯沢河川国道事務所ホームページにおいて閲覧できるよう、事務局において対応する。

(議事録)

- 議事概要を検討会終了後作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公表とする。

—雄物川河川環境検討会に関する傍聴規定について—

1. 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。一般傍聴人は、会議場に入室する前に受付において、「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入するものとする。
2. 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
3. 一般傍聴人の定員は、会場の状況により事務局が判断するものとする。
4. 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帶びていると認められる者
 - エ その他、検討会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
5. 傍聴人は、静肅を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 検討会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、検討会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、検討会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
6. 傍聴人は、検討会で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
7. 傍聴人は、検討会の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならぬ。
8. 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させ得る。